



2019 年 11 月 20 日

兜 倶 楽 部 各 位

日本証券業協会

パブリックコメントの募集について

本日付けで、下記の事項について別紙のとおりパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

○総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の改正等について(要綱)

募集期間: 2019年11月20日(水)から2019年12月19日(木)17時00分まで

所 管: 自主規制企画分科会

内容: 我が国の金融・資本市場の活性化や国際競争力の強化を図るため、2014

年3月に証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合取引所」の実現に向けた改正金融商品取引法が施行され、2020年7月を目途に東京商品取引所から大阪取引所へ上場商品が移管され、「総合取引所」として統合されることとなった。

これを踏まえ、本協会では、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務に関し、「有価証券の売買その他の取引等」の定義に「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」を加えるとともに、「特定業務会員」の対象となる業務に「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務」を追加すること等を内容とする定款の一部改正を行うことを予定している。

ついては、当該定款改正に伴い、協会員の行う商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の業務の適切性の確保及び「総合取引所」への円滑な移行に資するため、本協会の自主規制規則等について所要の整備を図ることとする。





パブリックコメントの募集方法

郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより募集

郵便の場合:〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会自主規制企画部 あて

専用フォームの場合: https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=23

○本件に関するお問い合わせ先:自主規制本部 自主規制企画部 (TEL:03-6665-6769)

以 上



総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の改正等について(要綱)(案)

令和元年 11 月 20 日 日本証券業協会

I. 趣旨

我が国の金融・資本市場の活性化や国際競争力の強化を図るため、2014年3月に証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合取引所」の実現に向けた改正金融商品取引法が施行され、2020年7月を目途に東京商品取引所から大阪取引所へ上場商品が移管され、「総合取引所」として統合されることとなった。

これを踏まえ、本協会では、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務に関し、「有価証券の売買その他の取引等」の定義に「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」を加えるとともに、「特定業務会員」の対象となる業務に「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務」を追加すること等を内容とする定款の一部改正を行うことを予定している(注)。

ついては、当該定款改正に伴い、協会員の行う商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の業務の適切性の確保及び「総合取引所」への円滑な移行に資するため、本協会の自主規制規則等について所要の整備を図ることとする。

⁽注) 令和元年 11 月 20 日から 12 月 19 日までの間、パブリックコメントを募集している (http://www.jsda.or.jp/about/public/bosyu/index.html)。



Ⅱ. 自主規制規則等の改正の概要

項目	内容	備考
1. 本要綱の対象となる規則等	自主規制規則、紛争処理規則、これらの細則並びに付随するガイドライン(「規則の考え方」及びQ&A等(以下「ガイドライン等」という。)を含む。)について、所要の改正等を行う。	 ・本要綱において、改正を行う個々の規則、細則及びガイドライン等を総称して「改正対象自主規制規則等」という。 ・主な改正対象自主規制規則等は別紙1のとおり。 ・ガイドライン等については、規則改正の内容を踏まえ、適時、所要の改正等を行う。
2. 基本的な改正方針(対象協会員に関するもの)	①定款の改正により、「協会員」に商品関連市場デリバティブ 取引取次ぎ等のみを行う者(以下及び別紙において「商先会 員」という。)が追加されることとなるが、内部管理態勢の 整備等の協会員全社を対象とするものは改正しない。 ②会員、特別会員、特定業務会員の別により、規制対象者が定 められているものについては、金融商品取引法等における 規制及び改正対象自主規制規則等の規定の趣旨に照らし、 商先会員を規制対象とすべきものについて所要の対応を行 う。	・協会員全社を対象とする規定の中で、商先会員が行わない業務等に関する規定についても除外規定は設けない(「空振り」となる)。 ・主な改正対象自主規制規則等の条項は別紙2のとおり。
3. 基本的な改正方針(対象取引に関するもの)	①定款の改正により、「有価証券の売買その他の取引等」に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等が追加されることとなるが、これにより規定内容に影響が生じないものは改正しない。	・主な改正対象自主規制規則等の条項は別紙3のとおり。



項目	内容	備考
	②上記①以外の規定で、対象となる取引の範囲を個別に定め	
	ているものについては、金融商品取引法等における規制及	
	び改正対象自主規制規則等の規定の趣旨に照らし、商品関	
	連市場デリバティブ取引取次ぎ等を対象とすべきものにつ	
	いて所要の対応を行う。	
4. 商品関連市場デ	①商先会員が、上記2.の観点から商先会員に適用される規定	・左記4.及び5.の特例は、特例
リバティブ取引取	のうち、該当する行為が想定されない又は改正対象自主規	の内容を包括的に規定した独立
次ぎ等に関する特	制規則等の規定と同趣旨の基準が別途存在している等の理	した規則(本要綱において「特例
例について(全般、	由により、態勢整備の即時性が認められないものについて	規則」という。) において定める。
下記5. を除く)	は、特例として、当分の間、適用を除外する。	・特例規則において、改正対象自主
	②商先会員が、上記3.の観点から適用される規定のうち、商	規制規則等の条項ごとに適用除
	品関連市場デリバティブ取引に関する関係団体等の自主規	外規定及び読み替え規定を設け
	制規則等で当該規定に類する規定があり、かつ商先会員が	る。
	それに準拠した態勢整備を行っていると認められる場合に	・規則によって、特例規則を適用す
	ついては、特例として、当分の間、当該類する規定による読	る対象を「金融商品取引業等に
	み替え(準用)ができるものとする。	関する内閣府令」附則(平 26 内
		閣令 11) 第4条の適用を受けて
		いる者に限る場合がある。
		・主な改正対象自主規制規則等の
		条項は別紙4のとおり。



項目	内容	備考
5. 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に関する特例について(外務員等関係)	 ①商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等のみを行う外務員 (別紙において「特例商先外務員」という。)について規定 するとともに、商品先物取引法上の商品先物取引に係る外務 員資格の保有状況等を勘案し、当該取次ぎ等のみを行うこと ができる特例資格(別紙において「特例商先外務員資格」と いう。)を新設する。 ②商先会員について、一定の要件を満たす者に内部管理統括 補助責任者の職務を行わせることができることとする。 ③商先会員について、一定の要件を満たす者に内部管理部門 に所属する管理職者の職務を行わせることができることと する。 ④商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等のみを行う営業単 位における営業責任者及び内部管理責任者の任命要件を規 定する。 	 ・特例規則において、改正対象自主規制規則等の条項ごとに読み替え規定を設ける。 ・主な改正対象自主規制規則等の条項は別紙5のとおり。

Ⅲ. 施行の時期について

本要綱に基づく改正対象自主規制規則等の改正及び特例規則は、定款改正の施行日(令和2年3月1日予定)から施行する。

IV. その他

本要綱に対するパブリックコメントの募集結果及び別途募集される定款に対するパブリックコメントの結果等により、 見直される場合がある。

以上



パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間:令和元年11月20日(水)から令和元年12月19日(木)17:00まで(必着)

② 提出方法:郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合:〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会 自主規制企画部 宛

専用フォームの場合: https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=23

(2) 意見の記入要領

件名を「総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の改正等について(要綱)に対する意見」とし、次の事項を 御記入のうえ、御意見を御提出ください。

- ① 氏名又は名称
- ② 連絡先(電子メールアドレス、電話番号等)
- ③ 法人又は所属団体名(法人又は団体に所属されている場合)
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由
- 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

「改正対象自主規制規則等」一覧

「1. 本要綱の対象となる規則等」として想定される改正対象自主規制規則等は、以下のとおり。

規則等	区分	備考
協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則	自主規制規則	付随するガイドライン等を含む
協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	自主規制規則	付随するガイドライン等を含む
有価証券の寄託の受入れ等に関する規則	自主規制規則	
「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」に関する細則	自主規制規則	
顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則	自主規制規則	
有価証券関連業経理の統一に関する規則	自主規制規則	
偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則	自主規制規則	
緊急時事業継続体制の整備等に関する規則	自主規制規則	付随するガイドライン等を含む
反社会的勢力との関係遮断に関する規則	自主規制規則	
協会員の従業員に関する規則	自主規制規則	
協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則	自主規制規則	
協会員の外務員の資格、登録等に関する規則	自主規制規則	
「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則	自主規制規則	
外務員等資格試験に関する規則	自主規制規則	
金融商品仲介業者に関する規則	自主規制規則	
協会員の内部管理責任者等に関する規則	自主規制規則	
「協会員の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則	自主規制規則	
広告等の表示及び景品類の提供に関する規則	自主規制規則	付随するガイドライン等を含む
個人情報の保護に関する指針	自主規制規則	付随するガイドライン等を含む
協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則	自主規制規則	
協会員間の紛争の調停に関する規則	紛争処理規則	

商先会員を対象者に追加する自主規制規則等

「2. 基本的な改正方針(対象協会員に関するもの)」②における改正対象自主規制規則等の条項は、以下のとおり。

規則等	対象条項	項目	改正方針
顧客資産の分別管理の適正な実施	第1条	目的	本規則の適用を準用する協会員に、商先会員
に関する規則			を追加する。
有価証券関連業経理の統一に関す			本規則を適用する対象に、商先会員を追加す
る規則			る。
偽造カード及び盗難カードによる	第1条	目的	本規則を適用する対象に、商先会員を追加す
不正な引出しからの顧客の保護等	第2条	定義	る。
に関する規則	第3条	契約の締結	
	第4条	偽造カード又は盗難カードを用い	
		て行われる不正なATM引出しの	
		防止のための措置等	
	第5条	取引の状況等の記録、保存等	
	第6条	顧客に対する配慮	
	第7条	電磁的方法による契約等	
	第8条	本協会への報告	
反社会的勢力との関係遮断に関す	第 14 条	特定業務会員への適用	本規則の適用を準用する協会員に、商先会員
る規則			を追加する。

商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を対象者取引に追加する自主規制規則等

「3. 基本的な改正方針(対象取引に関するもの)」②における改正対象自主規制規則等の条項は、以下のとおり。

規則等	対象条項	項目	改正方針
協会員の投資勧誘、顧客管理等に	第3条第3項	通則	「有価証券等」、「有価証券等の販売」の定義に
関する規則			商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追
			加する。
	第6条第1項	取引開始基準	取引開始基準設定の対象取引に、商品関連市
			場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
	第6条の2第1	注意喚起文書の交付等	注意喚起文書交付の対象取引に、商品関連市
	項		場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
	第8条第1項	顧客からの確認書の徴求	顧客からの確認書の徴求の対象取引に、商品
			関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加す
			る。
	第11条第1項、	信用取引、新株予約権証券取引、新	節度ある利用の対象取引に商品関連市場デリ
	第2項	投資口予約権証券及びデリバティ	バティブ取引取次ぎ等を追加する。
		ブ取引等の節度ある利用	
有価証券の寄託の受入れ等に関す	第1条	目的	本規則の適用対象に、商品関連市場デリバテ
る規則			ィブ取引取次ぎ等を追加する。
	第9条	照合通知書による報告	照合通知書による報告の対象取引に、商品関
			連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加す
			る。

規則等	対象条項	項目	改正方針
	第13条第3項	契約締結時交付書面による報告	商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係
			る残高についての照会の受付け又はこれに対
			する回答について、第12条第3項の規定を準
			用するため、本項の対象取引に商品関連市場
			デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
	第 17 条	照合通知書による報告	特別会員における照合通知書による報告の対
			象取引に、商品関連市場デリバティブ取引取
			次ぎ等を追加する。
	第 19 条	特定業務会員に対する準用	特定業務会員に商品関連市場デリバティブ取
			引取次ぎ等のみを行う者が追加されることに
			伴い、倉荷証券の保護預り、特定業務会員が金
			融商品仲介の委託を行うこと等について所要
			の整備を行う。
	第 20 条	照合通知書による報告	特定業務会員における照合通知書による報告
			の対象取引に、商品関連市場デリバティブ取
			引取次ぎ等を追加する。
顧客資産の分別管理の適正な実施	第4条	特定業務会員に対する準用	第2項に商先会員を対象とする規定を新設
に関する規則			し、第3条で規定する分別管理の実効性の確
			保に関する措置を一部準用(区分管理に読み
			替え) する改正を行う。
協会員の従業員に関する規則	第2条	定義	特定業務会員の行う特定業務の定義に、商品
			関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加す

規則等	対象条項	項目	改正方針
			る。
	第7条第1号、	禁止行為	禁止行為の対象取引に、商品関連市場デリバ
	第2号、第3号、		ティブ取引取次ぎ等を追加する。
	第4号		
	第8条第3号	不適切行為	不適切行為の対象取引に、商品関連市場デリ
			バティブ取引取次ぎ等を追加する。
協会員の外務員の資格、登録等に	第2条第2号、	外務員資格	一種外務員及び特別会員一種外務員の職務の
関する規則	第5号		範囲に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ
			等を追加する。
	第4条の3(新	外務員資格	試験の対象範囲に商品関連市場デリバティブ
	設)		取引取次ぎ等を追加する前の一種外務員又は
			特別会員一種外務員資格を有する者が同取次
			ぎ等を行うための要件として、本協会が指定
			する研修の修了を規定する。
外務員等資格試験に関する規則	第4条第3号、	受験資格	特別会員一種外務員資格試験及び特別会員内
	第4号		部管理責任者資格試験の受験資格に、商先会
			員が必要と認める者を追加する。
金融商品仲介業者に関する規則	第2条第1号	定義	金融商品仲介行為の定義に、商品関連市場デ
			リバティブ取引取次ぎ等を追加する。
	第24条第6号、	禁止行為	禁止行為の対象取引に、商品関連市場デリバ
	第8号、第10	_	ティブ取引取次ぎ等を追加する。

規則等	対象条項	項目	改正方針
	号、第 12 号		
	第25条第2号、	不適切行為	不適切行為の対象取引に、商品関連市場デリ
	第3号		バティブ取引取次ぎ等を追加する。
協会員の内部管理責任者等に関す	第3条第2項	内部管理統括責任者の資格要件	特定業務会員の内部管理統括責任者の資格要
る規則			件として、商品関連市場デリバティブ取引取
			次ぎ等の内部管理を担当する役員であること
			を追加する。
	第11条の3	商品関連市場デリバティブ取引の	試験の対象範囲に商品関連市場デリバティブ
	(新設)	取次ぎ等に係る特例(営業責任者の	取引取次ぎ等を追加する前の営業責任者資格
		任命要件)	を有する者が同取次ぎ等を行うための要件と
			して、本協会が指定する研修の修了を規定す
			る。
	第14条の3	商品関連市場デリバティブ取引の	試験の対象範囲に商品関連市場デリバティブ
	(新設)	取次ぎ等に係る特例(内部管理責任	取引取次ぎ等を追加する前の内部管理責任者
		者の任命要件)	資格を有する者が同取次ぎ等を行うための要
			件として、本協会が指定する研修の修了を規
			定する。
	第19条第2項、	協会員の内部管理統括補助責任者、	本条文中に「第 11 条の3」及び「第 14 条の
	第4項	営業責任者及び内部管理責任者等	3」を追加する。
		の配置に関する特例	
個人情報の保護に関する指針	第1条	目的	本指針の適用対象となる特定業務会員の業務
			に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等

規則等	対象条項	項目	改正方針
			を追加する。
協会員における個人情報の適正な	第2条	業務	本規則の適用対象となる特定業務会員の業務
取扱いの確保に関する規則			に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等
			を追加する。
協会員間の紛争の調停に関する規	第1条	目的	本規則の適用対象となる特定業務会員の業務
則			に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等
			を追加する。

別紙4

特例規則による対応を行う自主規制規則等(外務員等関係を除く)

「4. 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に関する特例について(全般、下記5. を除く)」①及び②に該当し、当分の間の措置として改正対象自主規制規則等の条項は、以下のとおり。

規則等	対象条項	項目	改正方針
協会員の投資勧誘、顧客管理等に	第5条	顧客カードの整備等	商先会員においても、本規則で定める顧客カ
関する規則			ードの整備が求められるが、日本商品先物取
			引協会規則「商品先物取引業務に関する規則」
			第6条(顧客カードの整備)に準拠して顧客カ
			ードを作成している場合には、本規則に基づ
			く態勢整備を行っていると認められることか
			ら、読み替え規定を設ける。
	第 15 条	内部者登録カードの整備等	商先会員においては、顧客は上場会社等の特
	第 15 条の 2	J-IRISS への照合等	定有価証券等に係る売買等は行わないため内
			部者登録カードの整備は不要と考えられるこ
			とから、適用を除外する。
協会員における法人関係情報の管	第3条	法人関係情報の管理部門の明確化	商先会員においては、重要事実や法人関係情
理態勢の整備に関する規則	第4条	社内規則の制定	報の取得に該当する行為が想定されないこと
	第5条	法人関係情報を取得した際の手続	から、適用を除外する。
	第6条	法人関係情報の管理	
	第7条	管理態勢の充実	
有価証券の寄託の受入れ等に関す	第 19 条	特定業務会員に対する準用	商先会員において、態勢整備に時間を要する
る規則	第 20 条	照合通知書による報告	と考えられ、また、照合通知書については金融

規則等	対象条項	項目	改正方針
「有価証券の寄託の受入れ等に関	第5条	特定業務会員に対する準用	商品取引法で交付義務が課される取引残高報
する規則」に関する細則			告書と多くの項目が重複することから、適用
			を除外する。
緊急時事業継続体制の整備等に関	第2条	事業継続体制の整備	商先会員において、商品先物取引業者等の監
する規則	第3条	「事業継続計画」の策定等	督の基本的な指針Ⅱ-3-3(5)において「業
			務継続計画 (BCP) の作成」が規定されている
			ことから、適用を除外する。
協会員の従業員における上場会社	第4条	社内規則の制定	商先会員において、態勢整備に時間を要する
等の特定有価証券等に係る売買等			と考えられ、また、重要事実や法人関係情報の
に関する規則			取得に該当する行為が想定されないことか
			ら、適用を除外する。
個人情報の保護に関する指針			商先会員において、商品先物取引業者等の監
			督の基本的な指針Ⅱ-4-3-3で「顧客に
			関する情報管理」が規定されていることから、
			本指針に紐づく「『個人情報の保護に関する指
			針』に関する解説について」において求めてい
			る態勢整備について、適用を除外する。

特例規則による対応を行う自主規制規則等(外務員等関係)

「5. 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に関する特例について(外務員等)」①から④に該当する改正対象自主規制規則等の条項は、以下のとおり。

規則等	対象条項	項目	改正方針
協会員の外務員の資格、登録等に	第2条	特例商先外務員	特例商先外務員の定義を新設し、その外務員の
関する規則			職務の範囲を商品関連市場デリバティブ取引取
			次ぎ等と規定する。
	第4条	特例商先外務員資格	特例商先外務員を、日本商品先物取引協会にお
			ける外務員資格を保有し、かつ、本協会が指定
			する研修を修了した者と規定し、これらの要件
			を具備した者であることを外務員登録の要件と
			する。併せて、特例商先外務員資格付与に当た
			っては、原則として2020年中に申請を受理した
			者であることを要件とする。
「協会員の外務員の資格、登録等	第3条第2号ハ	特例商先外務員資格	外務員登録原簿への記載事項として、特例商先
に関する規則」に関する細則			外務員資格を追加する。
	第9条	特例商先外務員資格	外務員登録日後 180 日以内の資格更新研修受講
			義務を免除する特例として、特例商先外務員資
			格の付与を受けた者を新設する。特例商先外務
			員の資格更新研修の方法については、別途定め
			ることとする。
金融商品仲介業者に関する規則	第 16 条	特例商先外務員資格	個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の

規則等	対象条項	項目	改正方針
			役職員が商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ
			等に係る外務員の職務を行うための要件に、特
			例商先外務員資格を追加する。
	第19条第2項、	資格更新研修の受講等	個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の
	第9項		役職員の外務員登録日後 180 日以内の資格更新
			研修受講義務を免除する特例として、特例商先
			外務員資格の付与を受けた者を新設する。特例
			商先外務員の資格更新研修の方法については別
			途定めることとする。
協会員の内部管理責任者等に関す	第6条第4項	内部管理統括補助責任者の資格要	商先会員の内部管理統括補助責任者について
る規則		件、報告及び責務	は、日本商品先物取引協会の内部管理責任者等
			資格研修を修了し、かつ、本協会が指定する研
			修を 2020 年に修了した者に職務を行わせるこ
			とができることとする
	第7条	内部管理部門の管理職者等の資格	商先会員の内部管理部門の管理職者等について
		取得	は、日本商品先物取引協会の内部管理責任者等
			資格研修を修了し、かつ、本協会が指定する研
			修を 2020 年中に修了した者に職務を行わせる
			ことができることとする。
	第11条の3	商品関連市場デリバティブ取引の	商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等のみを
		取次ぎ等に係る特例(営業責任者	行う営業単位における営業責任者については、
		の任命要件)	日本商品先物取引協会の内部管理責任者等資格

規則等	対象条項	項目	改正方針
			研修を修了し、かつ、本協会が指定する研修を
			2020 年中に修了した者に職務を行わせること
			ができることとする。
	第14条の3	商品関連市場デリバティブ取引の	商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等のみを
		取次ぎ等に係る特例(内部管理責	行う営業単位における内部管理責任者について
		任者の任命要件)	は、日本商品先物取引協会の内部管理責任者等
			資格研修を修了し、かつ、本協会が指定する研
			修を 2020 年中に修了した者に職務を行わせる
			ことができることとする。
	第 19 条	内部管理統括補助責任者、営業責	読み替え規定を設けるため、商先会員について
		任者及び内部管理責任者等の配置	は、当分の間、適用除外とする。
		に関する特例	
広告等の表示及び景品類の提供に	第5条第5項	協会員の内部審査等	商先会員において、広告審査担当者に任命でき
関する規則			る者として、日本商品先物取引協会の内部管理
			責任者等資格研修修了者を追加する読み替え規
			定を作成する。

以上